

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成25年12月25日付け25文第3081号で行った公文書の存否を明らかにせず不開示とした決定は妥当ではなく、存否を明らかにした上で、改めて決定を行うべきである。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成25年11月27日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して「「〇〇〇」規則・役員名簿・財産目録・収支計算書 その他〇〇〇〇〇〇〇〇にある宗教法人「〇〇〇」についての書類全部」との内容で公文書の開示請求を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成25年12月25日付けで、11件の公文書について全部開示とする決定及び16件の公文書について一部開示とする決定を行い、異議申立人に通知した。

また、実施機関は「「〇〇〇」・役員名簿・財産目録・収支計算書 その他」との請求内容について、同日付けで、条例第10条の規定に基づき、「開示請求に係る公文書の存否を明らかにすること自体が、条例第7条第6号で定めた公にすることができないと認められる情報を開示することになるため」との理由を付して、当該請求内容に係る公文書（以下「本件公文書」という。）の存否を明らかにせず不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、併せて異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成26年1月10日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 4 これに対して実施機関は、平成26年4月15日付け福島県指令文第233号により、異議申立人に補正を求め、異議申立人は平成26年4月17日付けの補正書によりその補正を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、本件公文書中の「役員名簿・財産目録・収支計算書」を不開示とした決定を取り消し、それら全部を開示するとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の内容を総合すると、次のとおりである。

- (1) 県に提出されている「〇〇〇の役員名簿・財産目録・収支計算書等」が適正なものなのか知りたいと思い、公文書の開示を請求した。
- (2) 実施機関は、仮に本件公文書が存在するとしても条例第7条第1号、第3号、第6号に該当する不開示情報であることを理由に不開示としているが、私は、宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）第25条第3項で閲覧権が認められた檀家なので、不開示決定を取り消して公文書を開示すべきである。
- (3) 実施機関は「財産目録・収支計算書・その他の書類を公にすると法人の権利、その他の正当な利益を害する」と述べているが、檀家は宗教法人の構成員で経営の一端を担っている立場なので、檀家が閲覧を求める行為は法人の正当な利益を害するものではない。
- (4) 実施機関は、閲覧権のある檀家である私に対して、公文書の存否すら明らかにしない不誠実な対応をしている。
- (5) 宗教法人が備え付けている書類・帳簿と県に提出されている宗教法人に関する文書が同一の内容であればいいが、宗教法人側で作為的に虚偽の書類を提出していた場合には、宗教法人の檀家が不利益となるおそれもある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件公文書を不開示とした理由は、不開示決定理由説明書及び口頭による理由説明の内容を総合すると、次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、県に提出することとされている「〇〇〇」に係る役員名簿・財産目録・収支計算書、その他の公文書である。

2 不開示決定の理由について

(1) 条例第7条第1号該当性について

法第25条第4項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び法の規定により法定受託事務とされており、国の基本通知である「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について（平成16年2月19日付け文化庁次長通知）」において、法第25条第4項の規定により宗教法人から提出された書類の開示請求の取り扱いについて、「当該情報の開示により当該宗教法人及びその関係者の信教の自由が害されるおそれがあることから、登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の

取扱いとすること。」とされている。

したがって、法に基づき提出された役員名簿・財産目録・収支計算書、その他の書類は、条例第7条第1号に該当する。

(2) 条例第7条第3号該当性について

財産目録・収支計算書、その他の書類は、宗教法人の事業活動に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

役員名簿・財産目録・収支計算書、その他の書類の内容から法人の事業の実施状況が判断できることから、これを開示することにより法人に対する所轄庁の監督業務に影響を与え、所轄庁の行う不活動法人対策などの宗務行政に支障をきたすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

(4) 条例第10条該当性について

法第25条第4項の規定に基づく役員名簿・財産目録・収支計算書、その他の書類は、毎会計年度終了後4月以内に所轄庁へ提出することとなっているが、不活動状態にある宗教法人はこの書類を提出することはないため、この書類の提出状況により不活動宗教法人であるか否かを判断する際の一つの目安になるものである。

そうすると、仮に、当該法人が不活動宗教法人であった場合、この書類が不存在であることを公にすると、当該法人が不活動宗教法人であるということが明らかとなり、その結果、その法人格を悪用する契機を与えることにもなりかねず、不活動宗教法人対策事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの書類はその存否を答えるだけで、結果として条例第7条第6号に規定する不開示情報を開示することとなることから、条例第10条に該当する。

(5) 異議申立人の主張について

法に基づき提出される書類に誤りがあれば是正されるべきものではあるものの、本件の情報開示の判断とは別の問題である。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、法第25条第4項の規定に基づき、宗教法人〇〇〇より県に提出することとされている役員名簿・財産目録・収支計算書及び、〇〇

○に関するその他の公文書である。

なお、異議申立人は、異議申立書において、本件公文書中の「役員名簿・財産目録・収支計算書」を不開示とした決定を取り消し、それら全部を開示するとの決定を求めると主張しているため、審査会においては、本件公文書のうち「役員名簿・財産目録・収支計算書」（以下「本件対象公文書」という。）を審査の対象とする。

2 条例第7条第6号及び第10条について

(1) 条例第7条第6号の趣旨について

本号は、県の機関若しくは国等が行う事務若しくは事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務若しくは事業の公正かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものと解される。

なお、監査、交渉その他の反復的継続的な性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じることがあり得ることから、これらの事務又は事業についても本号の適用を受けるものである。

しかしながら、本号で規定する「支障」の程度については、名目的なものではなく実質的なものが求められ、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されると解される。

(2) 条例第10条の趣旨について

実施機関は、開示請求があつたときは、通常、当該請求に係る公文書の存否を明らかにした上で開示・不開示の決定をし、開示請求者に通知することとなっているが、公文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで不開示情報の規定により保護すべき利益が損なわれることがあることから、そのような情報について本条を適用するにあつては、実際に公文書が存在するか否かにかかわらず、常に存否の応答を拒否する旨の決定を行わなければならないことを規定したものと解される。

ただし、本条は、存否を明らかにしない公文書の取扱いについての例外規定であり、その適用にあつては、本条の規定を誤用又は濫用することのないよう適正な運用に努めることが求められるものと解される。

(3) 条例第7条第6号及び第10条の該当性について

実施機関は、仮に開示請求の対象である法人が不活動宗教法人であつた場合、本件対象公文書の存否を答えるだけで、不存在であつた場合に当該法人が不活動宗教法人であることが明らかとなり、その結果、その法人格を悪用する契機を与えることにもなりかねず、不活動宗教法人対策事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるため、結果として条

例第7条第6号に規定する不開示情報を開示することとなることから、条例第10条に該当すると主張しているため、その該当性について検討する。

なお、実施機関は、本件対象公文書は条例第7条第1号及び第3号にも該当する旨主張しているが、本件において検討されるべきは条例第10条の該当性であり、実施機関が同条に該当する根拠としているのは条例第7条第6号であることから、審査会では条例第7条第1号及び第3号の該当性については検討を行わない。

ア 不活動宗教法人の法人格が買収され、脱税等に悪用される事例が現に存在するなど、不活動宗教法人の存在が問題視され、その解散を推進して悪用を防止するといった不活動宗教法人対策の遂行が、実施機関に求められているところである。

イ このような状況に鑑みると、本件対象公文書の存否を明らかにすることにより、かかる悪用の契機を与えることにもなりかねず、不活動宗教法人対策事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じることから、本件対象公文書の存否を明らかにせず不開示とする決定を行ったとする実施機関の主張にも、一定の理由があるものと考えられる。

ウ しかしながら、本件対象公文書の提出元となり得べき宗教法人○○○は、その敷地内に所在する○○○○が○○○から○○○○○○○○○○○○○○○○を受け、市販されている旅行ガイドブックやインターネットの旅行サイトなど各種媒体の観光ガイドにも掲載されているほか、地元タクシー会社が設定する観光モデルコースにも組み込まれるなど、現在活動している宗教法人であることは明らかである。

エ 以上のことから、活動法人であることが明らかである本件においては、本件対象公文書の存否を明らかにすることにより条例第7条第6号に規定する不開示情報を開示することにはならないことから、条例第10条には該当しないものと判断する。

3 自身が檀家であることを理由とした異議申立人の主張について

異議申立人は、自身が、法第25条第3項により法人の事務所に備えられた書類の閲覧が認められている利害関係人（檀家）であるため、法人から県に提出された書類についても開示されるべきである旨主張している。

しかしながら、条例は何人に対しても等しく開示請求権を認めており、開示請求制度は、開示請求者が誰であるか、開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではないため、異議申立人のかかる主張は採用できない。

4 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 4 月 21 日	・ 諮問書受付
平成26年 4 月 23 日	・ 実施機関に不開示決定理由説明書の提出を要求
平成26年 5 月 29 日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書の提出
平成26年 5 月 30 日	・ 異議申立人に不開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に不開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成26年 6 月 10 日	・ 異議申立人が不開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成27年 8 月 7 日 (第234回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成27年 9 月 7 日 (第235回審査会)	・ 異議申立人から不開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成27年10月 2 日 (第236回審査会)	・ 実施機関から不開示決定理由について聴取 ・ 審議
平成27年11月 6 日 (第237回審査会)	・ 審議
平成27年12月 4 日 (第238回審査会)	・ 審議
平成28年 1 月 8 日 (第239回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 講師	
丹野 豊子	福島県行政書士会 会長	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者